

# 「令和3年度町内会アドバイザー派遣制度等」企画運営業務 仕様書

## 1 業務名

「令和3年度町内会アドバイザー派遣制度等」企画運営業務

## 2 目的

町内会活動の更なる活性化及び加入率向上につなげるため、「町内会アドバイザー派遣制度」及び「『SAPPORO マチトモ通信』作成」を連動して実施することで、町内会自らが取り組む加入促進及び担い手の発掘・育成等について支援するとともに、効果的な取組を他地域へ普及啓発し、町内会活動の底上げを図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和4年3月30日まで

## 4 業務内容

本業務の企画内容は、以下(1)及び(2)に掲げる項目を満たしたものとする。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこととする。

また、(1)及び(2)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡し、効果的に実施すること。

### (1) 町内会アドバイザー派遣制度

#### ア 目的

個々の町内会が抱えている課題の解決に向け、各町内会に既に配布している冊子「町内会活動のヒント（改訂版）」（平成26年6月発行）に掲載されている事柄などを参考にして、実際に各町内会が実行する際のスタートアップ支援を行うことで、町内会自らが取り組む加入促進及び担い手の発掘・育成などを手助けすることを目的とする。

「町内会活動のヒント（改訂版）」（平成26年6月発行）参照 URL

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/hint.html>

#### イ 実施期間及び支援数

アドバイザー派遣による支援は、令和3年8月から令和4年3月にかけて13～18地区程度の支援を想定し、1地区あたりの支援回数を3回以上とする。また、総支援回数は55回程度を想定する。

※ 支援日時は申込のあった地域の事情に合わせること。

※ 初回支援については、原則、受託者による対象者への直接の課題聞き取りを想定している。課題の聞き取りは、町内会が抱えている課題を把握して適

切な支援につなげることを目的としていることから、町内会に関してある程度知識を有している者を派遣すること。

※ 各地域の要望等を踏まえて支援回数を設定し、総支援回数 55 回程度を目途に支援地区数を調整するなどして、柔軟に対応を行うこと。

#### ウ 対象

申込のあった単位町内会及び連合町内会(13～18 地区程度。申込先着順を想定。)

#### エ 会場

地域の実情に合わせるが地区会館等を想定している。

※ 会場は申込者が用意することとする。

#### オ 業務内容

##### (ア) 企画立案

支援内容については、受託者が申込者から町内会が抱えている課題を聞き取りした上で、その町内会に適した支援の方法を札幌市と受託者とが協議をして決定する。そのため、町内会に対して実際にどのような支援をすることができるのか、具体的にその内容を提示すること。

※参考：前年度の主な実績

| 支援項目                 | 具体的な支援内容（例）   |
|----------------------|---|
| 町内会紹介ガイドの作成支援        | 町内会の役割や活動を知ってもらうためのガイドの作成と、それを活用した町内会未加入者へのアプローチなどについて支援。                   |
| 事業や組織の見直し支援          | 町内会活動や組織運営について、住民ニーズや今後の参画の可能性等について聞き取るためのアンケートを実施し、結果を分析して今後の事業や組織の見直しを支援。 |
| SNS による情報発信支援        | 若い世代にも届く情報発信を目指し、SNS に関する勉強会や意見交換会を開催するなど、運用開始に向けた支援。                       |
| 新しい生活様式による町内会活動の検討支援 | 新型コロナウイルスの感染拡大予防に配慮した町内会運営や活動の検討を支援。  |

##### (イ) 実施手順

「町内会アドバイザー派遣制度 手続きの流れ」(別添 1) のとおりとするが、札幌市と協議して適宜変更し、柔軟に対応すること。

##### (ウ) 広報

本制度を周知するため、PR 用チラシデータの作成・印刷・配送といった、本業務に必要な一連の広報を行うこと。

なお、本チラシは、参加者等の募集を目的として一時的に使用するための印刷物であり、申込状況によっては、札幌市と協議の上、追加配送を実施すること。チラシの作成等については次の a～d のとおりとすること。

a 作成部数

3,000 部

b 規格

A 3 判両面（4 色カラー） 2 つ折り

※ 前年度の事業実施内容を参考に、どのような支援を受けることができるのか具体的にわかるような内容とすること。

c 校正

2 回以上

※ 作成した原稿データは、事後に修正可能な状態の電子データで CD 又は DVD に保存して納品すること。イラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については札幌市と協議して進めること。

d まちづくりセンターへの配送

完成した印刷物（チラシ）は、まちづくりセンター（以下、「まちセン」という。）87 カ所を通じて町内会に配布する。次の(a)～(c)ごとに OPP 袋に入れ、まちセンごとに必要数を封筒またはダンボール箱に梱包し、まちセンへ配送して受取り確認を行うこと。梱包に必要な部材等は、本配送に適した物を、受託者側で費用を負担し調達すること。また、まちセンへの配送後の印刷物の残部は、速やかに札幌市に納品すること。

チラシに同封する依頼文については、原稿データ作成は札幌市が行い、必要部数の印刷は受託者が行うものとする。

なお、町内会の数には変更が生じる可能性があるため、具体的な配布先及び梱包方法については、後日別途指示する。

(a) まちセン所長あて(87 カ所のまちセンごとに準備)

所長あて依頼文(1 部、PDF データで札幌市が作成する。)、印刷物(5 部)

(b) 連合町内会長あて(109 の連合町内会ごとに準備)

連合町内会長あて依頼文(1 部、PDF データで札幌市が作成する。)、印刷物(1 部) ※まちセン 1 カ所あたり 1～5 連合町内会

(c) 単位町内会長あて(2,188 の単位町内会ごとに準備)

単位町内会長あて依頼文(1 部、PDF データで札幌市が作成する。)、印刷物(1 部) ※まちセン 1 カ所あたり 6～109 単位町内会

(e) その他

本事業については、町内会に対するスタートアップ支援であるため、派遣終了後も地域が継続して取り組んでいくことができる内容の支援を行うこと。

また、アドバイザー派遣制度を通して得た課題解決の手法は、今後の町内会支援事業に反映させ、札幌市全体の町内会に広めていくことを想定している。そのため、本年度の最後に、支援を実施した地域に取材を行い、支援の成果について確認を行うこと。

## カ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策について

### (ア) 支援先募集時の留意事項

- ・ 申込者において「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避できる打合せ会場を用意するよう求めること。また、打合せ参加者に対し、感染予防対策の実施（マスク着用、体調不良者の参加自粛など）を求めること。
- ・ 感染拡大につながるような内容の支援（イベントの企画・運営支援など）の申込は受けられない場合がある旨、周知すること。

### (イ) 支援時の留意事項

- ・ 対面による支援時はマスクを着用すること。また、体調不良時や感染者との濃厚接触により感染が懸念される場合は、対面による支援を行わないこと。
- ・ 感染拡大時には特に、メールの活用など、できる限り対面によらない支援の行い方を工夫すること。なお、その際の支援回数のカウントについては、札幌市と協議すること。

## キ 支援地区数が激減した場合の追加業務について

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、アドバイザー派遣制度への申込状況が低調あるいは申込受付が困難な状況等が生じ、支援地区数が8地区以下となることが見込まれた場合は、追加業務を実施することとする。本企画競争に参加する者は、町内会の課題解決に資するような追加業務の企画を提案すること。追加業務は、新型コロナウイルスの感染拡大により実施困難とならないような内容や手法であること。

ただし、支援地区数が8地区以下の場合でも、総支援回数が相当数に及ぶ場合は、札幌市との協議により、この追加業務の実施を要しない場合もあることとする。

## (2) 「SAPP\_R0 マチトモ通信」作成

### ア 目的

町内会の活動事例を紹介する情報紙「SAPP\_R0 マチトモ通信」を作成し、地域に配布することで、連合町内会と単位町内会の相互理解や、単位町内会同士の情報交換・連携の促進、地域における課題解決のきっかけとするとともに、札幌市が町内会の活動事例を把握・蓄積し、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的とする。

### イ 業務内容

加入促進、活動活性化、担い手の発掘、広報などで効果的な取組を行っている町内会の事例を紹介する情報紙「SAPP\_R0 マチトモ通信」の原稿データを作成する。受託者は、企画・取材・執筆・編集・レイアウトデザイン等、原稿データ作成の一切を行う。（印刷及び配送は、別途札幌市が行う。）

紹介事例となる町内会（2地区程度）については、札幌市と受託者とが協議を

して決定するものとする。

また、校正は2回以上とし、内容等の詳細については、札幌市と密に協議して作成作業を進めること。

#### ウ 規格

A 3判両面、青色1色刷り

※ 札幌市が平成31年4月に発行した「SAPP\_RO マチトモ通信 vol. 1」(別添2)のデザインを踏襲する。

#### エ 成果物の納品

作成した原稿データは、事後に修正可能な状態の電子データでCD又はDVDに保存して納品すること。イラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については札幌市と協議して進めること。

#### オ Facebook ページにおける町内会の活動事例紹介

「SAPP\_RO マチトモ通信」作成の一環として、適宜、札幌市のマチトモ Facebook のページで、加入促進、活動活性化、担い手の発掘、広報などで効果的な取組を行っている町内会の活動事例を紹介することとし、受託者はその掲載原稿を作成する。(Facebook ページへの掲載手続きは札幌市が行う。)

なお、紹介事例の選定や掲載時期、原稿の作成については、札幌市と密に協議して作業を進めることとする。

## 5 マチトモロゴマークの周知について

“マチトモ”とは町内会の仲間のこと。地域の安心と笑顔を支えている町内会をイメージした言葉。札幌市では、平成25年度からこの”マチトモ”をイメージしたロゴマーク(別添3)を制作・活用し、町内会への加入や活動への参加を、幅広く市民に啓発するマチトモキャンペーンを実施している。

マチトモロゴマークについては、データを札幌市公式HPで公開しており、使用規程を守れば誰でも使用可能となっている。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/sokusin/machitomorogo.html>

このことから、本事業においても参加した町内会関係者に対し、マチトモロゴマークの活用を促すような内容となるよう工夫すること。

## 6 業務報告書の作成

本業務の実施結果について業務報告書にまとめること。報告書には、「アドバイザー派遣制度」における支援で使用した資料や、「SAPP\_RO マチトモ通信」作成の過程で整理した資料等も含むものとする。

## 7 成果物の納品

(1) 成果物

- ア 「町内会アドバイザー派遣制度」PR用チラシ  
：印刷物（まちセンへの配送後の残部）、電子データ
- イ 「SAPP\_RO マチトモ通信」原稿：電子データ
- ウ 業務報告書：印刷物1部、電子データ

(2) 電子データの納品方法

各成果物の電子データは、Windows10に対応したWord文書で、事後にテキスト修正が可能な状態の電子データをCD又はDVDに保存し納品すること。

※ 「町内会アドバイザー派遣制度」PR用チラシ及び「SAPP\_RO マチトモ通信」原稿の電子データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については札幌市と協議して進めること。

(3) 納品及び検査場所

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課  
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階)

## 8 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。  
札幌市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

## 9 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。(様式は問わない。)
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (3) 委託業務の遂行にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (4) 委託業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合は、札幌市と受託者が協議した上で、業務内容や契約金額等を変更する可能性がある。

## 10 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 担当：長谷川

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156

Eメール：[shiminjichi@city.sapporo.jp](mailto:shiminjichi@city.sapporo.jp)

(別記) 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

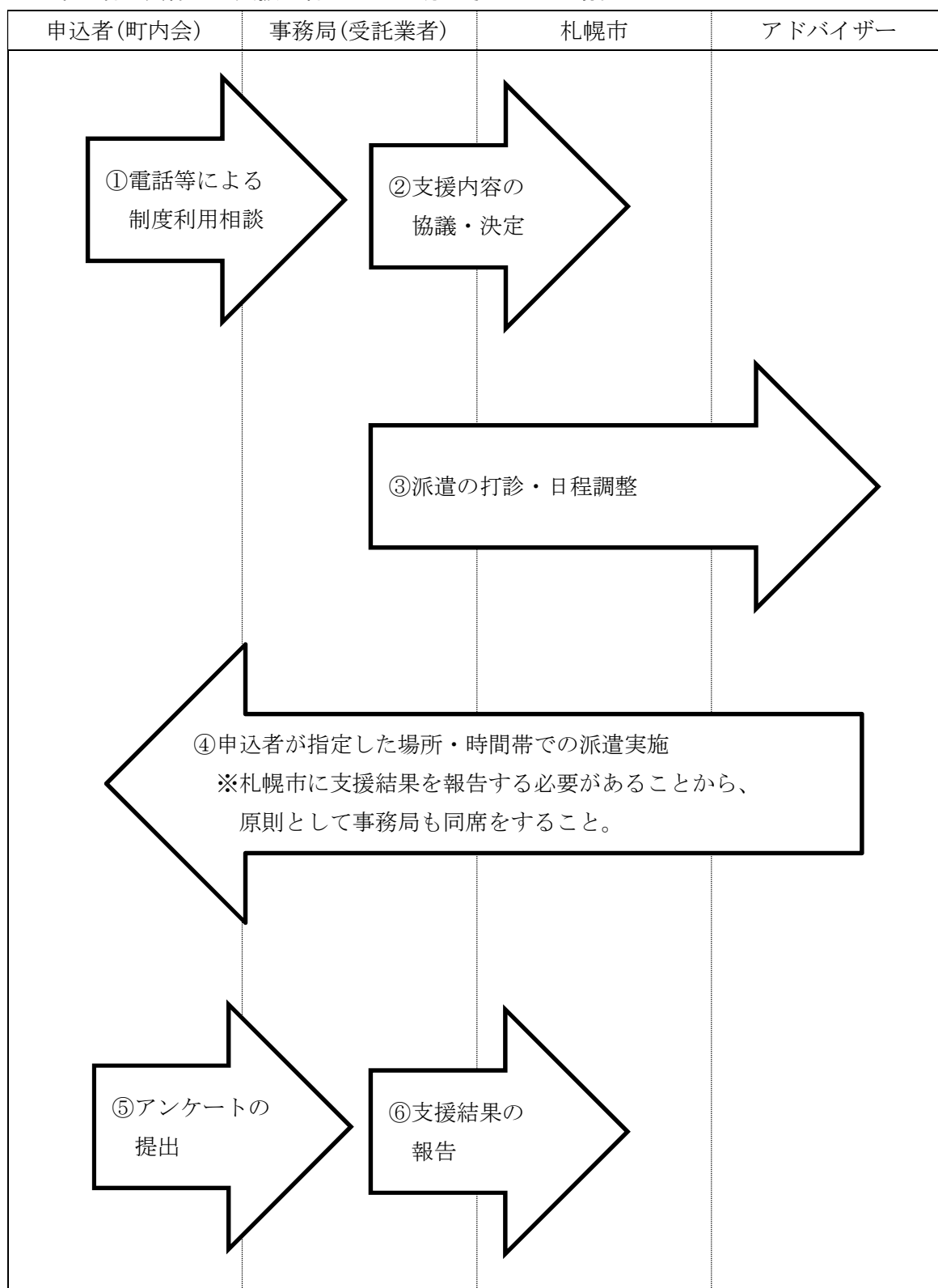
(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

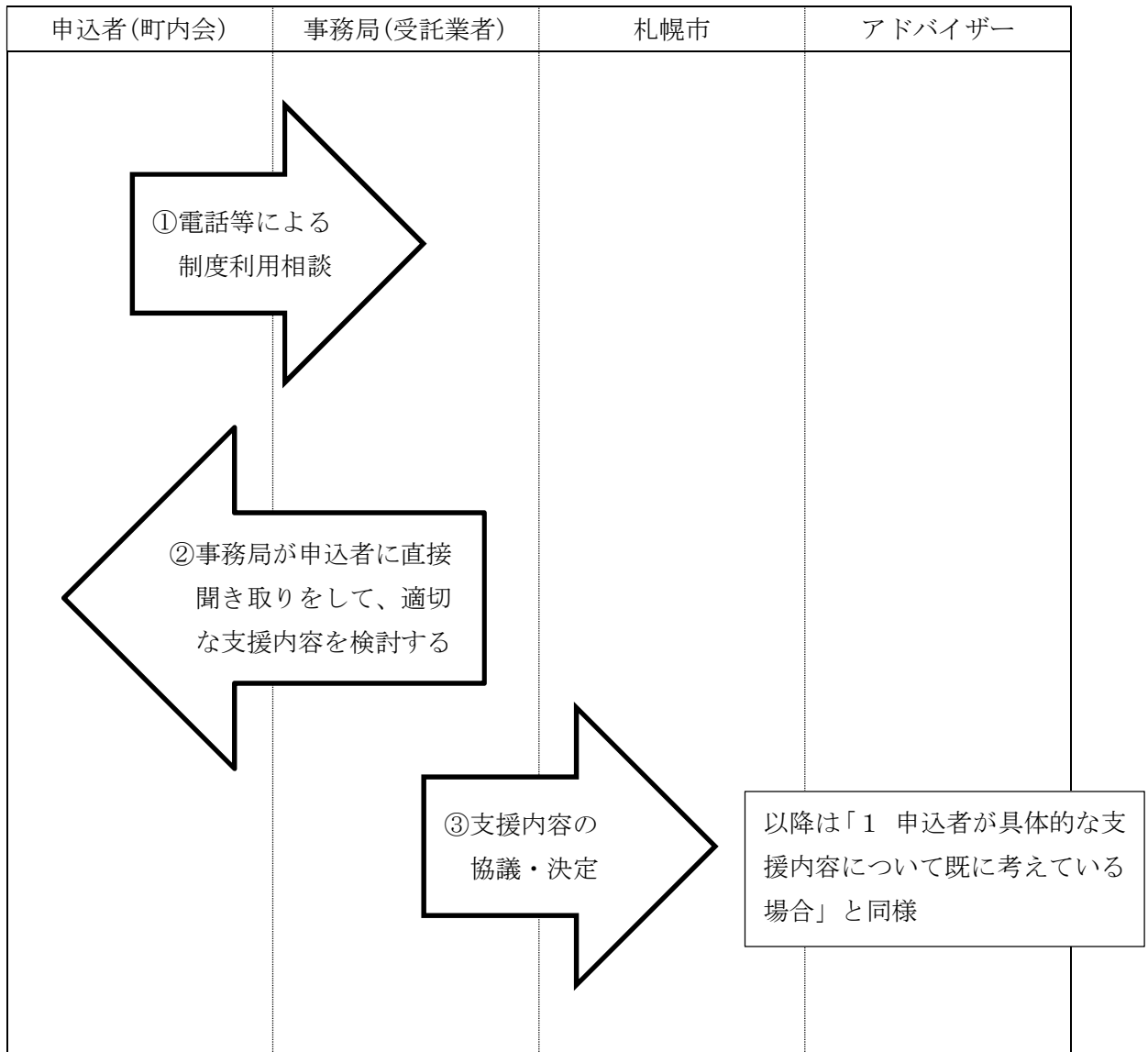


### 町内会アドバイザー派遣制度 手続きの流れ

#### 1 申込者が具体的な支援内容について既に考えている場合



2 申込者が具体的な支援内容について考えていない場合



素敵な

町内会・自治会の取組をお伝えする情報紙

## SAPPORO マチトモ通信

編集・発行  
札幌市役所市民文化局  
市民自治推進室市民自治推進課



札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階  
TEL.011-211-2253 FAX.011-218-5156  
メールアドレス shiminjichi@city.sapporo.jp

平成31(2019)年4月発行

vol.1

## 今回のテーマは「“新しい”町内会」です。

札幌市には約2,200の町内会・自治会があります。その一つひとつの町内会では、わがまちをより暮らしやすくするために、いろいろな活動に取り組んでいます。

ただ、その活動内容を実際に知る機会は少なく、「他の町内会はこの

問題にどう対処しているのだろうか?」と思う方も多いと思います。このため町内会に実際に訪問し、お話をうかがった「リアル」を皆さまにお伝えしようと作成したのがこの「SAPPOROマチトモ通信」です。

今回は「“新しい”町内会」をテ

マとして、東区「東かりきひかりの町内会」、北区「一般社団法人季実の里団地管理組合」のお話をうかがってきました。

東かりきひかりの町内会は、子育て世代が中心となって立ち上げた設立2年目の“新しい”町内会です。

季実の里団地の町内会は17年程前から活動を続けていましたが、これからの町内会がどうあるべきか住民の皆さんと話し合い、「新しく”立ち

上げた2つの団体に機能を分けることになりました。

何かを新しく始めるのは大変であったり、ときには反対があったりするなど簡単なことではありません。

そのような中で、この2つの町内会の“新たな”活動への試行錯誤は、日々、様々な課題や悩みに取り組む皆さんに勇気を与えてくれるものかもしれません。

## インタビュー①

東かりきひかりの町内会 会長 北川 雄太さん 会計責任者 川北 光晴さん

## 子育て世代がごみステーションをきっかけに一から町内会を立ち上げました。

## 私たちの「ごみステーション」はどこ?

東かりきひかりの町内会は平成28年に設立しました。きっかけは「ごみステーション」です。

平成25～26年の入居当初はまだ家が少なく、空き地が多く、ご近所付き合いも少ない状況でした。

ふと気づくと、我が家のごみステーションはどこなのかははっきりせず、掃除当番も無いため、次第にごみステーションが荒れてきました。

「これはまずい」と思い、連合町内会の役員さんに相談したところ「地域での話し合いが必要では」と助言してくれました。

## 「支え合い」の必要性を心の中で感じていました

わたしたちは子どもを持ち、パパ会で活動し始めたことで「子どもを支えるつながりは大事だ」と実感しました。また、大災害の発生や安全安心の不安要素が増える中「地域の

支え合い」の大切さを感じるようにもなりました。

同じ思いの方も多く、話し合いの場は「町内会設立準備会」となりましたが、具体的なことがなかなか決定しませんでした。

そこで意を決し(川北さんが)準備会代表に就任。準備委員の皆さんと役割を分担し、全戸訪問・イベント情報等の全戸配布・アンケートの実施などを通じて意見交換を進めていきました。

準備委員や現在の役員の大半が仕事をしており、時間の都合が合わないなど大変なこともありましたが、「自分たちでつくる愛着あるまちづくり」をモットーに、無事町内会を立ち上げることができ、戸建て居住者の9割5分が加入してくれました。

ごみステーションは町内会設立前に各戸1500円の負担で設置、設立後は8班で管理し、掃除当番制も確立しました。

## 子ども・子育てに力を入れて…自慢のイベントは「ハロウスマス」

町内会の組織は総務隊・環境美化隊・安心安全隊・会計隊・イベント隊と会長・副会長・監事です。

「子ども」が多く暮らす地域であることから、イベント隊(3名)を中心として、子ども・子育てに関わる取組に力を入れています。自慢はハロウィン+クリスマスの「ハロウスマス」。年々参加者が増え、約150人が参加します。



●ラジオ体操  
夏休みは毎日ラジオ体操を実施。特別ゲストの東区マスコットキャラクター「タッピー」と一緒に。

ハロウスマスは仮装するだけでなく、ダンス(今年はU.S.Aでした)、オリジナルのゲームを小道具からつくるなど、イベント業者のようなクオリティだと自負しています。

## やりたいと思ったら気楽にできる環境づくりを目指します

今年から役員には手当を支払っています。資料の印刷費と交通費を基に算出しました。また役員・班長は町内会費を割引します。「負担」と感じる要素を少しでも減らしていきたいと考えました。

今後取り組んでいきたいことはいろいろあります。

まずは女性の役員を増やすこと。子育て中のママがカフェに集まるお茶会を開催するなど女性のニーズを一緒に実現していきたいです。

ただ、企画を一度運営し始めると、その後ずっと役割に縛られることへの不安や負担を感じる人のほうが多いと思います。

やりたいことや参加してみたい企画があると思ったら、責任や役割を感じ過ぎず、気楽に試してみたり、意



## ●ハロウスマス

仮装やゲーム、ダンスに輪が年々広がっていくプレゼント交換。盆と正月が一週に果た!のような盛りだくさんのイベントです。

見を率直に言い合える環境や仕組みをつくり、関わる人たちがどんどん代わっていき、新しいアイデアで、より楽しいまちになっていくといいなと思っています。

また、子どもたちのために、学校と連携し、近所のカフェを使って学習支援を行いたいです。実は私たちは集会所を持っていません。町内会の会議も地域のマクドナルドや児童会館「かりたま」で開催しています。集会所があればと思うこともありますが、地域資源を活かせるればそれが一番だと考えています。

このまちで育った子どもたちは、いずれ大人になり、出ていくかもしれません。しかし、子どもたちが大人になった時、よき思い出を持って、そしてまたこのまちに帰ってきたくなる、そのような住み良いまちを目指して活動に取り組んでいます。

## 東かりきひかりの町内会

- 平成8年～平成29年にかけて分譲された東区にある新しい住宅地。コミュニティが存在しない中、若い子育て世代の住民が協力し合って町内会を一から立ち上げた。居住者は子育て世帯が多く、戸建て住宅が大半を占めている。
- 加入世帯数:222世帯
- 町内会費:月500円(世帯)  
年2回払い。一括払いの場合は1か月分割引。
- 役員:17名



会長の北川さん(写真左)と会計責任者の川北さん。「地域資源」の喫茶店でお話をうかがいました。

## 管理組合と任意団体の両輪で、まちづくりをすすめています。

### 環境整備を少数で確実に

平成12年の団地供用開始時に季実の里団地自治会を設立。当初は居住者の意欲も高く、活動も活発でした。

しかし、団地住民の高齢化が進み、自治会の担い手が減ったことで、当番制の環境整備に支障が出てきました。

ごみステーションや集合玄関の除雪は暮らしに必須のものなので、少数で環境を整備できる仕組みが必要だと考えました。

そこで居住者の皆さんと相談し、自治会の機能を見直し、環境整備・管理を行う(一社)季実の里団地管理組合と親睦・交流事業を行う任意団体きずなの2つに分け、両輪でまちづくりをすすめていくことになりました。

管理組合は「管理人(事務局常駐職員)」を配置。月3万円の手当を支払い、責任を持って管理を行います。現在は私と他1名が事務局常駐職員です。ごみステーション清掃、除雪、会計一切を行います。



理事長磯野爽さん。制服の作業着姿で愛用のタブレットを手にしながら、熱いトークをうかがっていました。

### 任意団体「きずな」は交流・親睦の企画を担っています

きずなは親睦や交流を「やりたい人ができることを楽しんで」自由に参加する集まりです。映画会や老人クラブ、きずなキッズや季節の行事などを行っています。行事によって年会費以外に参加費をいただく場合もあります。

最近始めた企画は「ゆるヨガ教室」。きずなを手伝ってくれている人から、ヨガインストラクターを目指す若い世代の女性がいて聞き、早速話を持ちかけたら喜んで引き受けてくれました。

担い手も参加する人も楽しめないと継続しません。これからもできる範囲で楽しみながら親睦・交流事業を行っていききたいです。

### 「自習クラブ」で子どもや保護者と新たな縁ができました

平日は小中学生のための自習クラブを学年ごとに週1回開催しています。

保護者の皆さんとはLINEグループで出欠連絡や子どもの様子を伝えるなどのやりとりをしています。そのうちにきずなのイベント情報を周知したり、人手を集めてくれたりと新たな縁ができました。

### 事務所は寺子屋?! 高齢者のLINE習得の場にも

私も70代で立派な高齢者ですが、



●ゆるヨガ  
老若男女、世代を超えてゆる〜くヨガを楽しんでいます。

●きずな食堂  
年4回(3月・6月・9月・12月)開催。子どもも大人も利用できるまちの食堂です。

て」と連絡したことで、速やかにお知らせすることができました。

デジタル製品が大好き。常々「高齢者こそタブレットやメール、ネットが必要!」と思っていました。使いこなすことができれば、自宅に居ながら買い物やコミュニケーションを楽しめます。このため、事務所でお茶を飲みながら1対1でゆっくりと使い方をお伝えしています。

今ではインターネット通販で買いたい物を楽しむ方が増え、団地内高齢者の約3割がLINEで安否確認を兼ねた挨拶を事務局と交わしています。

### 情報は各戸配布・掲示板・LINE。回覧板は使っていません

共同住宅ならではの部分もありますが、お知らせは全て全戸配布し、掲示板に貼り出します。さらに会員LINEグループや個別にLINEで連絡をとり合う居住者さんにもお知らせを流します。

LINEは胆振東部地震でも役立ちました。震災の影響で水道水が濁ってしまったのですが、事前にLINEで情報を流し「向こう3軒に必ず伝え

### 今後取り組んでいきたいこと

今は生活スタイルや家庭の形が多様です。大きな人数を集めて何かを始めることが難しいのかもしれない。

これからもまずは小さな規模で、できることから、確実に取り組んでいきたいと考えています。

北区屯田にあるファミリータイプの道営住宅。5年前に自治会を解散。環境整備を担う(一社)季実の里団地管理組合と親睦・交流企画を行う任意団体きずなを立ち上げた。居住者は20~30代と70~80代が多く、40~50代が少ない。高齢者は3割くらいを占め、若い共働き世帯が多い。

(一社)季実の里団地管理組合  
●管理費:月3千円(世帯)  
\*共益費と同様のもの  
●会員:約100世帯 ●役員:5名

任意団体「きずな」  
●会費:年間1千円(世帯)  
●会員:約70世帯 ●役員:5名

### info.

## 企業の認定制度がはじまります。

札幌市では、平成31年度から企業の地域に根ざした活動がより促進されるように、地域活動に積極的に取り組む企業を認定\*する制度をはじめます。詳細が決まりましたら、札幌市ホームページ等でお知らせしますので、ぜひご確認ください。

\*認定には一定程度の活動基準があります。

### info.

## “Facebookページ開設町内会”意見交換会を開催しました。

札幌市の中でFacebook(以下FB)ページを開設している町内会は23あります。

町内会の公式FBページを開設した町内会の方々による意見交換会を平成30年度に2回開催しました。

様々なメリットを感じている一方で、問題や課題も挙げられていました。

FBなどSNSの利用者は年々増加しています。町内会の担い手や参加者の固定化などの課題を解決するため、こういった“新しい”手法による活動の広報についても検討してみたいかがでしょうか。



### 素敵な

町内会・自治会の取組をお伝えする情報紙

SAPPORO マチトモ通信



このロゴマークは地域の安心と笑顔を支えている町内会をイメージして、札幌市が制作しました。



(別添3)

